

“但馬牛”今昔物語

兵庫県立但馬牧場公園 「但馬牛博物館」

館長 渡邊 大直

第4回「江戸時代の牛流通と但馬牛の販路形成（後篇）」

牛町の牛取引を再開した孫右衛門にとって、牛町の取り扱い頭数を増やすことが当面の課題でした。しかし各地の百姓や博労たちは中断期間中に結びつきを強めていて、牛町の取り扱い頭数は思うように伸びませんでした。

そこで孫右衛門は、1744年、牛町を通さない牛からも手数料を取れるように大坂奉行所に願い出たのです。これを知った摂津、河内、和泉の百姓達は奉行所に反対を訴え出しましたが却下されてしまいました。

それでもまだ牛町を通らない牛がいると見た孫右衛門は、1752年になって、幕府への上納金を年銀1貫290匁に復活する代わりに、「全ての牛取引は牛町を通すべし」とする幕府通達を和泉、摂津、河内、播磨に出すよう画策しました。その結果、十三の川渡し場に牛の関所ともいべき“牛改所”ができ、河内国古市郡駒ヶ谷村（現在の羽曳野市駒ヶ谷）などの牛問屋は孫右衛門の組頭にされ、手数料の納入を義務づけられることになりました。

ところが養父市場の博労たちは間道を抜け、迂回する“関所破りルート”を作って、小出家の時代から取引のある和泉に牛を流し続けました。

これに対して孫右衛門は、幕府通達の写しを持って出石藩に藩内博労の取り締まりを願い出ました。この時の出石藩主は仙石家に代わっていて、それまでの経緯などは知りません。そのまま藩内の博労に通達を出しました。すると養父市場の博労たちは出石藩に詰めかけ、孫右衛門の不法を訴える騒ぎになりました。この騒動は但馬牛を購入している各地にも広がり、大坂奉行所に訴状を出す大反対運動へと発展しました。

大坂奉行所はこの訴えを却下したため、孫右衛門の権力は一層強化され、牛町を軸とする牛の流通システムが出来てきたようです。

それでも和泉国112か村の百姓たちは、「我々が牛町を通さずに但馬牛を買うのは、但馬牛には特別な目利きが要り、素人目で買ったのでは農耕に支障をきたす。これからは、我々の中から目利きを選んで養父に行き、買った牛を各々百姓が分けるので、牛町への手数料を免除して欲しい」と大坂奉行所に訴えました。当然、孫右衛門は反対したので、困った奉行は大坂城代に相談し、1757年、遂に百姓の言い分を認めることになりました。

このような訴訟が起こる度に、養父市場の博労は大坂奉行所に呼び出され、その回数も増えてきました。このため養父市場の博労たちは共同で旅費を負担し、勝手な個人行動には罰金もしくは博労渡世の差し止めを科す恵比寿講を作ったとされています。

和泉の他にも滋賀県甲賀市水口町岩坂の養父（ようふ）神社は、牛の安全繁栄を願って但馬の養父神社から分祀したと伝えられています。このように方々に但馬牛にこだわって求める人がいて、「但馬は日本最大の牛を産するところ」というプライドが養父市場の博労たちが抵抗を続けた原動力になっていたように思われます。

こうした抵抗は徐々に実り始めました。

1769年、孫右衛門は上納金を年銀1貫591匁に引き上げる代わりに、廃用牛を含めて和泉、摂津、河内、播磨に出入りする全ての牛に手数料を課し、先に手数料を免れた和泉国112か村にも手数料を課すよう大坂奉行所に願い出ましたが、但馬牛に関しては認められませんでした。

更に孫右衛門は1770年と1836年にも紀伊や松阪に但馬牛が流通する中継地になっていた和泉に手数料を課そうとしました。紀伊や松阪へ流れる牛については、村ごとに一定の手数料を定め、庄屋が牛問屋といわれる博労から手数料を集めて、孫右衛門に納入することで合意し、長きにわたる孫右衛門と博労・百姓の紛争は終結したようです。

石橋家に伝わる相牛秘伝書でも但馬牛を高く評価しており、孫右衛門側もこの辺りで手を打った方が良いと判断したのかも知れません。また、畿内の百姓や養父市場の博労たちも、但馬牛独自の販売ルートが確保されたことにより、このような妥結に至ったのだらうと思います。（前県立農林水産技術総合センター所長）